

○国土交通省告示第四百六十二号  
船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十五条第三項及び第五十三条第三項の規定に基づき、船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年五月二十一日  
国土交通大臣 赤羽 一嘉  
船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示  
船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等は、次のとおりとする。	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等は、次のとおりとする。
一（七）（略） 八 ギャ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・ステイム・シップ・アシユアランス・アンシエーション・リミテッド 九（略） 十 損害保険ジャパン株式会社 十一（三三六）（略）	一（七）（略） 八 ギャ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・ステイム・シップ・アシユアランス・アンシエーション（ヨーロッパ）リミテッド 九（略） 十 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 十一（三三六）（略）

附則

この告示は、公布の日から施行する。  
○東北地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和三年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

区	間	変更前 後別	敷地の幅員 延長
（一）道路の種類	一般国道		
（二）路線名	四十八号		
（三）道路の区域			

仙台市青葉区作並字深沢山八番一から同市青葉区作並字深沢山二番一まで  
（四）図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十四号  
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和三年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年五月二十一日  
東北地方整備局長 梅野 修一

（一）道路の種類 一般国道  
（二）路線名 四号  
（三）道路の区域

区	間	変更前 後別	敷地の幅員 延長
（一）道路の種類	一般国道		
（二）路線名	四号		
（三）道路の区域			

十和田市大字伝法寺字旨沼二十番一から同市大字伝法寺字旨沼三番三まで  
（四）図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百八十六号  
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。  
令和三年五月二十一日  
九州地方整備局長 杜山 一弥

- 第1 起業者の名称 大分県
- 第2 事業の種類 一般国道212号改築工事（日田拡幅・大分県日田市大字三和字郷四郎地内から同市大字渡里字宮田地内まで）並びにこれに伴う県道改築工事及び農業用水路付替工事
- 第3 起業地
  - 1 収用の部分 大分県日田市大字三和字郷四郎、字官泰、字船町、字榎町、字ナカツル、字長迫、字住吉ノ後、字桑原、字五反田、字七枝、字経田、字瀬ノ上、字迫町、字森ノ本、字小杉、字船町、字榎田及び字喜四郎並びに大字渡里字宮田地内
  - 2 使用の部分 大分県日田市大字三和字郷四郎、字官泰、字船町、字榎町、字ナカツル、字長迫、字住吉ノ後、字桑原、字五反田、字七枝、字経田、字瀬ノ上、字迫町、字森ノ本、字小杉、字船町、字榎田及び字喜四郎並びに大字渡里字宮田地内
- 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。  
1 法第20条第1号の要件への適合性  
「一般国道212号改築工事（日田拡幅）並びにこれに伴う県道改築工事及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、大分県日田市大字三和字日ノ本地内から同市大字渡里字拍手地内までの延長2,850mの区間

（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う県道改築工事及び農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道212号改築工事（日田拡幅）」（以下「本件事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本件事業の施行により阻害される県道の従来の機能を維持するための改築工事は、道路法第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本件事業の施行により遮断される農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性  
一般国道212号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けておらず、本件区間は本分県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により大分県が道路管理者となる。また、本件区間の改築について起業者である大分県は、道路法第74条の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けており、既に本件事業を開始していることなどから、理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。  
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。